

千葉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第44号

千葉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県営住宅条例施行規則（昭和37年千葉市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3の表中「6,400円」を「6,510円」に、「6,300円」を「6,410円」に、「7,350円」を「7,480円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「5,090円」を「5,180円」に、「7,300円」を「7,430円」に、「6,100円」を「6,210円」に、「4,090円」を「4,160円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,900円」を「3,970円」に、「4,100円」を「4,170円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「5,250円」を「5,340円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る駐車場の使用料について適用し、同日前の使用に係る駐車場の使用料については、なお従前の例による。